

# 神戸市ヌートリア防除実施計画

平成 23 年 3 月

## 目 次

1	計画策定の背景と目的	1
	(1) 外来種問題の発生と取り組み	1
	(2) ニートリアの特定外来生物への指定	1
	(3) 本市におけるニートリア対策	1
	(4) 第2・第3のニートリアが発生しないように	2
2	特定外来生物の種類	2
3	防除を行う区域	2
4	防除を行う期間	2
5	現状	2
	(1) 生息状況	2
	(2) 被害状況	3
	(3) 捕獲状況	3
6	目標	3
7	防除の方法等	3
	(1) 防除の実施	3
	(2) 捕獲及び処分	3
	(3) 捕獲の記録及び報告	7
	(4) モニタリング	7
	(5) 侵入の予防措置及び被害発生防止措置	8
8	調査研究	8
9	普及啓発	8

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 外来種問題の発生と取り組み

外来種は、本来生息していない種が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然の安定性や人間生活がみだされるという問題があります。

平成 14 年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決定されました。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危惧の原因のひとつに外来種があげられています。

このような状況を受けて、平成 16 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）が公布され、平成 17 年 6 月から施行されています。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放すことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除<sup>※</sup>」が実施できるようになりました。

#### ※防除とは

特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置のことをいいます。

### (2) ニートリアの特定外来生物への指定

ニートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1930 年代から軍用毛皮獣として輸入され飼育が奨励されました。

しかし、終戦後に毛皮の需用が激減すると、大多数が野に放たれ野生化して繁殖を続けるようになりました。

こうして、野生化したニートリアは深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されました。

### (3) 本市におけるニートリア対策

#### ① ニートリア問題の発生

本市では、平成元年以前から生息が確認されていましたが、その後、生息域が

急速に広がり生息頭数も増加していると予想されます。

それに伴い、水稻や野菜等に被害を与えており、従来の生態系への被害も危惧されています。

また、池の堤体や水田の畦に巣穴を作るため、漏水といった被害も出ています。

## ② これまでの本市におけるヌートリア対策

農業被害に対応するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」と表記します。）に基づく有害鳥獣捕獲が行われてきましたが、生息頭数や被害を軽減するには至っていません。

## ③ 今後のヌートリア対策

ヌートリアは前記のとおり、日本には生息すべきではない動物であり、本市においても、従来の対症療法的な被害防止対策から、計画的で効果的な対策が望まれています。

このため、本市では外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を設定して、計画的な防除を進めていくこととします。

## (4) 第2・第3のヌートリアが発生しないように

ヌートリアが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、ヌートリアを安易に輸入して飼育し、不十分な管理により逃がしたり、必要なくなると無責任に捨てたりした人間の責任と言えます。

今後は、我々人間が動物を飼う責任を理解し、ヌートリアの悲劇を繰り返さないように努めて行くとともに、人間の責任で被害が発生したという事実を十分に認識して、防除に努めていく必要があります。

## 2 特定外来生物の種類

ヌートリア（学名：ミュオカストル・コイプス）

## 3 防除を行う区域

神戸市全域

## 4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から平成33年3月31日まで

## 5 現状

### (1) 生息状況

有害鳥獣捕獲申請や兵庫県立森林動物研究センターが実施する鳥獣害アンケートによると、本市では、これまでに北区と西区で生息が確認されています。

(2) 被害状況

本市では、これまでから水稻や野菜等の農作物被害が報告されています。特に平成21年は被害が20年に比べ約20倍の6,330千円となっています。

農作物への被害状況（兵庫県取りまとめ）

年	19	20	21
被害面積（ha）	0.20	0.25	3.25
被害額（千円）	307	391	6,330

(3) 捕獲状況

年度	19	20	21
捕獲頭数	164	100	215

6 目標

本計画期間の目標は、被害の低減及び生息頭数の減少とします。なお、計画期間中においても必要に応じて目標設定の変更を行います。

7 防除の方法等

(1) 防除の実施

神戸市における防除は、本市が主体となって、兵庫県、社団法人兵庫県猟友会各支部、事業者、市民との協働と参画のもとに実施します。

(2) 捕獲及び処分

① 捕獲地域

農業被害の発生状況に応じて、捕獲地域を設定します。

② 捕獲方法

捕獲地域の状況に応じ、銃器、わな等の捕獲猟具を効果的に用いて捕獲を行うものとしします。

③ 捕獲従事登録

捕獲をしようとする者は、神戸市ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者届出書（様式第1号）を本市へ提出し、受付印を押印した神戸市ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者届出書（様式第1号）の写しの交付を受けるものとしします。

本市は、提出された神戸市ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者届出書（様式第1号）の内容を基に、神戸市ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳（様式第2号）を整備します。

#### ④ 捕獲体制

##### ア 捕獲班による捕獲

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成します。

捕獲従事者は、原則として使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者とします。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合は、狩猟免許を有しない者であっても捕獲従事者に含むこととします。

##### 【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ・ 市又は社団法人兵庫県猟友会もしくは県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者
- ・ 良識があり、必要に応じていつでも迅速に捕獲に従事できる者
- ・ 施設賠償責任保険に加入している者
- ・ 免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、使用する猟具の狩猟免許を所持する者が同行し、免許非所持者を指導・監督すること

##### イ 個人による捕獲

捕獲従事者は、原則として使用する猟具に応じ鳥獣保護法による狩猟免許を有する者とします。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲できるものとします。

##### 【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ・ 市又は社団法人兵庫県猟友会もしくは県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者
- ・ 良識があり、必要に応じていつでも迅速に捕獲に従事できる者
- ・ 農業者が自ら耕作又は管理する農地において、土地所有者又は管理者の了承を得て、自己の責任と管理において、捕獲しようとする者

⑤ 捕獲に係る留意事項

本市及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には次の事項に充分留意することとします。

ア 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等，錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし，事前に関係地域住民等への周知を図るとともに，捕獲従事者は当市に申請した神戸市ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者届出書（様式第1号）の写しを携帯することとします。

イ 捕獲に使用する猟具には，猟具ごとに外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識を装着し，その標識には，捕獲従事者の住所，氏名，電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載することとします。

ウ ヌートリア以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域を避けるよう配慮することとします。

エ 鳥獣保護法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲については，同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施することとします。

オ わなの設置に当たり，ヌートリアの嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は，他の鳥獣を誘引し，結果としてヌートリアによる被害発生の遠因を生じさせることのないよう適切に実施することとします。

カ ヌートリア以外の野生鳥獣の捕獲を避けるため，わなの設置期間中は原則として1日1回以上の巡視を行い，他の鳥獣がかかっていた場合はすみやかに放獣することとします。

キ 鳥獣保護法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限されている捕獲は行わないこととします。

ク 同法第15条第1項で指定されている指定猟法禁止区域内では，同区域内において使用を禁止された猟法での捕獲を行わないこととします。

ケ 同法第35条第1項で銃猟禁止区域として指定されている区域では，銃器による捕獲を行わないこととします。

コ 同法第36条で危険猟法として規定される手段での捕獲は行わないこととします。

サ 銃器での捕獲を行う場合は、同法第 38 条で禁止されている行為を行わないこととします。

## ⑥ 捕獲個体の処分

### ア 処分方法

捕獲したヌートリアは、捕獲従事者による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないようにし、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分することとします。

その方法としては、運搬従事者の感染症等への危険性を勘案し、捕獲現場及びその付近で炭酸ガスを用いた安楽死処分を行うなど適正に処分することとします。

### イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すこととします。

なお、引取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合は、本市は、飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達することとします。

#### 【伝達すべき要件】

- 外来生物法第 5 条第 1 項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ていること（許可条件は下記のとおり）
- 捕獲されたヌートリアを速やかに引き取ることができること
- 一定期間ごとに、引き取った個体の飼養等の状況（大きさ、重量、取扱い状況、当該内容を示した写真など）について本市に報告できること

#### 【参考】防除された個体等の引取飼養等の許可条件（環境省通知）

- 飼養等をしようとする特定外来生物が、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること
- 許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について、許可申請者が充分理解していること
- 次の事項を飼養等許可条件として付すことを、許可申請者が了承すること
  - ◆ 飼養等をするのできる数量の上限を定めること



- ◆ 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること
- ◆ 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること
- ◆ マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること
- ◆ 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真など）について主務大臣に報告すること
- ◆ 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること

（参考）処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」（平成7年7月4日総理府告示第40号）

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」（平成8年動物処分法関係専門委員会編、(株)日本獣医師会発行）や米国獣医学会（AVMA）により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとします。

#### ⑦ 殺処分後の個体処理

山野に放置せずに、速やかに処分することとし、感染症の危険性等を勘案して焼却処分を原則とします。

やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮し、野生動物による掘り返しがないよう留意します。

#### (3) 捕獲の記録及び報告

捕獲従事者は、神戸市ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲報告書（様式第3号）を作成し、本市に提出します。

#### (4) モニタリング

本市は、兵庫県と連携して、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努めます。

本市は、住民や捕獲従事者から収集したヌートリアの目撃情報、捕獲情報を特定外来生物目撃等記録表（様式第4号）に記録します。

捕獲した個体は、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てます。

#### (5) 侵入の予防措置及び被害発生防止措置

自治会や農会等地域ぐるみで、ヌートリアの生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど市民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避と軽減を図ります。

### 8 調査研究

防除実施計画の策定にあたっては、兵庫県立森林動物研究センターによる調査結果を参考にしました。

今後も効果的な防除手法の検討と生息実態や被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進めます。

### 9 普及啓発

多くの市民が自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識したうえで、市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、広報パンフレットの作成、インターネットによる情報提供、セミナー・環境学習（他機関が行うものを含む）などを行います。